

第十三条 埋立の免許を受けたる者は埋立に関する工事の著手及工  
事の竣功を都道府県知事の指定する期間内に為すへし

第十三条の二 都道府県知事**正当の事由ありと認むるときは**免許を  
為したる埋立に関し埋立区域の縮少、埋立地の用途若は設計の概要  
の変更又は前条の**期間の伸長を許可することを得**

「正当な理由ができるまで埋立免許延長」 山口県知事

これは解釈でも何でもありません。ただの詭弁による海の不法占拠です。  
権力の横暴を止めるのは市民です。あなたも「住民訴訟の会」へ！

## 上関原発建設計画白紙撤回のために ご協力を！

「支援者」としてご参加ください  
カンパも募集中！！

- 会は、会員登録した「支援者」と「原告」と「弁護士」  
によって構成され、いずれの権限も対等とします。
- 会員は年度ごとに、会費を納入し登録した方です。
- 会員には、適宜、事務局より裁判等の状況をお知らせす  
ると共に、会合等の案内をします。
- E-mail アドレスをご登録下さった方には、上記の情報  
発信に加え、より細かな情報を発信します。

### 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会

事務局〒755-0031 山口県宇部市常盤町 1-1-9 宇部緑橋教会内  
Tel&Fax 0836-21-8003 / umetatekinshi@gmail.com  
<http://umetatekinshi.wix.com/juuminsoshou>

上関原発住民訴訟

【郵便払込口座】

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714  
(銀行から) 店番 139 当座 0052714

(2015.7.20)

# 上関原発用地埋立禁止 住民訴訟の会

# 入会申込書

「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」に参加します。

お名前 (ふりがな)	
ご住所	〒
電話	Fax
E-mail (携帯可)	(ご記入下ればより細かい情報をお届けします)

申込先：〒755-0031 宇部市常盤町1-1-9 緑橋教会内 「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」



## 訴訟の概要

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから3年。竣工期限の前日2012年10月5日、中電は竣工期間延長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から4度にも及ぶ補足説明を経て、2013年2月26日、標準処理期間も満了していたにもかかわらず許否の判断をしませんでした。更に知事は同年3月4日、回答期限を1年程度とする補足説明を中電に求め、その間、免許は失効しないとしたのです。

これは明らかな公有水面埋立法違反であり、また行政手続法違反でもあります。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり(13条の2)、更に「正当」の内容についても別途定めがあります(『港湾の行政の概要』)。また行政手続法には行政の処理義務期間として標準処理期間を定めることとなっているのです(6条)。

この行政の権力濫用に対して、2013年6月11日、市民有志によって、住民監査請求が行われましたが、同年8月2日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となって2013年8月30日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

## 住民訴訟の会

前記の訴訟の「原告」と「弁護士」と「支援者」による会です。上関原発建設計画の撤回のために、この裁判の勝利を目指します。

この目的に賛同下さる方はどなたでも「支援者」として入会できます。

1. 会費は1,000円／年。

2. 申込方法。(以下のいずれかの方法で)

- 右の「入会申込書」にご記入の上、会費を添えて直接事務局まで申し込む。
- 郵便払込用紙に記入して、最寄りの郵便局にて申し込む。
- E-mailがある方はHPからも申込ができます。URLは裏面を参照下さい。但し前記方法による別途会費の納入が必要です。

※会費の納入が確認出来次第、登録の上、「会員証」を発行します。